

十日町市新商品等開発支援事業補助金交付要綱

平成17年4月1日

告示第33号

改正 平成20年5月1日告示第102号 平成22年8月12日告示第341号
平成24年3月26日告示第349号 平成29年3月31日告示第92号
平成30年3月30日告示第47号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の中小企業者等の独自の技術及び発想に富む新商品等の開発を支援することにより、本市産業の活性化を図ることを目的に、新商品等開発のために必要な費用の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

イ アの中小企業者を主とする任意のグループ

ウ 市内に事業所を有する中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、企業組合又は協業組合

エ 市内の事業所に勤務し、又は市内に住所を有する個人又はその個人を主とする任意のグループ

(2) 新商品等開発 新しい素材や技術を利用した従来品より優位な製品を開発する取り組みをいう。

(3) 大学等 大学、短期大学及び公設試験研究機関をいう。

(平20告示102・一部改正、平30告示47・一部改正)

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次

の要件のいずれをも満たす中小企業者等とする。

- (1) 市内で「新商品等開発」事業を行うものであること。
- (2) 納付期限の到来した市税を完納していること。

(補助対象事業)

第4条 本事業による補助対象事業は、次に掲げる事業とする。ただし、当該事業が他の制度により補助金の交付を受けている場合又は受ける予定がある場合は、この補助金の補助対象事業としない。

- (1) 製作部門 第2条第2号に規定する取組みによる試作品の製作で、次条で規定する補助対象経費が10万円以上の事業

(平20告示102・追加、平30告示47・一部改正)

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新商品等開発に要する経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第1号に規定する事業

ア 原材料及び副資材の購入に要する経費

イ 機械装置、工具及び器具の購入、試作、改良、据付、借用、及び修繕に要する経費で別に定める要件を満たすもの

ウ 大学等の専門機関による指導を受けることに要する経費

エ 外注加工に要する経費で別に定める要件を満たすもの

(平20告示102・旧第4条繰下・一部改正、平24告示349・一部改正、平30告示47・一部改正)

(補助金額及び申請の要件)

第6条 補助金の額は、補助対象事業ごとに前条で規定する補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、それぞれ次に定める額を上限とする。この場合において、1,000円未満の額は、これを切り捨てる。

- (1) 製作部門 1 補助対象事業につき20万円を限度とする。

2 補助対象事業の実施期間は、第9条の規定により補助金の交付決定を受けた日（以下「交付決定日」という。）以後、当該日の属する年度の末日までとする。ただし、市長が特段の事情があると認めたときは、交付決定日以前（当該年度内

に限る。)に事業を実施することができる。

- 3 同一年度内における第10条に規定する補助事業者の申請は、1補助対象事業につき1回限りとする。
- 4 第9条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象事業者は、その翌年度以降において、当該交付決定を受けた事業と同一の内容で補助金の交付申請を行うことはできない。
- 5 代表者が同一である中小企業者等は、同一の内容で申請することができない。
- 6 中小企業者等及びその中小企業者等の代表者個人は、同一の内容で申請することができない。

(平20告示102・旧第5条繰下・一部改正、平22告示341・平24告示349・一部改正、平30告示47・一部改正)

(交付の条件)

第7条 市長は、次に掲げる事項を条件として補助金を交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容及びそれに要する経費を変更(第12条に定める軽微な変更を除く。)しようとする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(平20告示102・旧第6条繰下・一部改正)

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、新商品等開発支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする年度の6月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、申請件数等の状況により申請期限を9月末日まで延長することができる。

- (1) 新商品等開発事業計画書(様式第2号その1)
- (2) 新商品等開発事業収支予算書(様式第2号その2)
- (3) 見積書又はそれに代わるもの
- (4) 最新の納税証明書(市税の全税目に関するもの)

(5) 直近の決算書（個人の場合は不要）

(6) 定款、登記事項証明書及び会社概要（個人の場合は市内に住所があることを証明できるもの）

（平20告示102・旧第7条繰下・一部改正）

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、書類等を審査し、
適当と認めたときは、交付決定を行ない、補助金の交付の可否及び交付額の決定
を行う。

2 市長は、前項の決定をしたときは、新商品等開発支援事業補助金交付（不交付）
決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により、当該申請者に
通知するものとする。

（平20告示102・旧第8条繰下・一部改正、平30告示47・一部改正）

（変更等の承認）

第10条 補助事業者（前条の規定により補助金の交付決定を受けたものをいう。以
下同じ。）が第7条第1号又は第2号の承認を受けようとする場合は、あらかじめ
新商品等開発支援事業変更承認申請書（様式第4号）又は新商品等開発支援事
業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）により市長に申請をしなければならない。
い。

（平20告示102・旧第9条繰下・一部改正）

（交付決定の変更）

第11条 市長は、前条の申請があったときは、書類を審査の上、交付決定の変更の
可否を判断し、承認する場合は、補助事業者に対して、新商品等開発支援事業変
更承認通知書（様式第6号）又は新商品等開発支援事業中止（廃止）承認通知書
（様式第7号）により通知するものとする。

（平20告示102・旧第10条繰下）

（軽微な変更の範囲）

第12条 第7条第1号に定める軽微な変更とは、申請書に記載の事業の内容に異動
が生じず、かつ、補助事業に要する経費が20パーセント以内の減少とする。

（平20告示102・旧第11条繰下・一部改正）

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに新商品等開発支援事業補助金実績報告書（様式第8号。以下「実績報告書」という。）により、市長が必要と認める書類及び試作品を添えて市長に報告をしなければならない。

2 前項の報告期限は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日とする。

(平20告示102・旧第12条繰下)

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条第1項の報告を受けた場合において、当該実績報告書の審査等により、交付すべき補助金の額を確定するものとし、その内容を新商品等開発支援事業補助金確定通知書（様式第9号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の額の確定に当たり、審査会に意見を求めることができる。

(平20告示102・旧第13条繰下)

(補助金の交付)

第15条 市長は、補助金の交付を前条第1項に規定する補助金の額の確定通知後に行うものとする。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、新商品等開発支援事業補助金請求書（様式第10号）により市長に請求するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助事業者は、補助金の一部を前払金として請求することができる。この場合において、当該補助事業者が請求できる金額は、第9条第1項の規定により交付決定した額の50パーセント以内（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）とし、新商品等開発支援事業補助金前払金請求書（様式第11号）により市長に請求するものとする。

4 市長は、前2項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(平20告示102・旧第14条繰下・一部改正)

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助金の交付決定後において、補助事業者が次の各号のいずれか

に該当した場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金交付決定通知書の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定の通知を受けたとき。
- (3) 補助金を交付目的以外の用途に使用したとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、新商品等開発支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、新商品等開発支援事業補助金返還命令通知書（様式第13号）により、返還を命ずるものとする。

（平20告示102・旧第15条繰下）

（報告及び成果の公表）

第17条 市長は、この補助金の交付を受けた補助事業者に対し、事業の成果等必要な事項について新商品等開発支援事業成果（進捗状況）報告書（様式第14号）により、報告を求めることができる。

2 市長又は補助事業者は、補助事業の完了後、その成果を公表するものとする。ただし、補助事業者の申出により正当な理由があると認める場合は、その成果の全部又は一部を公表しないことができる。

（平20告示102・旧第16条繰下）

（その他）

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（平20告示102・旧第17条繰下）

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月1日告示第102号）

この告示は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成22年8月12日告示第341号）

この告示は、平成22年8月25日から施行する。

附 則（平成24年3月26日告示第349号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第92号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第47号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。